

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令案 新旧
対照条文

(新旧対照条文一覧)

(附則)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号) (附則第二項関係) 1

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（附則第二項関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百五十四（略）</p> <p>四百五十五 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）</p> <p>四百五十六（略）</p> <p>四百五十七（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百五十四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百五十五（略）</p> <p>四百五十六（略）</p>